

旅費、謝金の支給を受けるみなさまへ

STOP!

研究費不正

大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられています。とりわけ、公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものです。

大阪大学は公的研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

旅費、謝金の支給を受ける皆様は、特に、支給者は教員ではなく大阪大学であることを認識し、大学の規則を遵守して下さい。

また、その旅費や謝金の根拠となる内容について、事実と異なる書類の作成に関与しないようお願いします。



公的研究費の不正使用とは

- カラ謝金：
従事者が、架空または実際より多く偽った従事時間の報告(事実と異なる報告)を行うことで、実態の伴わない報酬を支払わせる行為
- カラ出張：
出張には行っていない、または取りやめたにも関わらず、出張へ行ったものとして虚偽の出張報告書を提出し、旅費を受け取ること。
- 出張費の水増し請求：
格安航空券やバック旅行等を利用したにも関わらず、普通運賃を利用したとして大学に報告し、差額を受け取ること。
- 還流行為：
研究室に所属している学生等に対して、実態の伴わない報酬等を支給し、その一部又は全部を研究室の運営に必要な経費に充当するために返還させる行為。

不正使用を強要されたとき

本学教職員から事実と異なる書類の作成を強要された場合、「所属する部局の事務部」に相談、または「監査室」に通報及び情報提供してください。

- 相談、通報、情報提供による秘密は、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律により守られます。
- 相談者は、相談、通報、情報提供したことを理由とする修学上の不利益を被ることは決してありません。

不正使用への関与は犯罪行為です

事実と異なる書類の作成により実態の伴わない報酬等の支払いに関与した者に対しては、刑事告訴(詐欺罪、文書偽造の罪、など)、民事訴訟を行うなどの法的措置を検討します。

公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口

本学において管理する公的研究費の事務手続きや使用ルールについてわからないことがありましたら、「所属する部局の事務部(相談窓口)」にご相談ください。

[URL] <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi>

[発行] 大阪大学不正使用防止計画推進室 [TEL] 06-6879-4767

[FAX] 06-6879-4074 [E-mail] huseishiyoboshi@office.osaka-u.ac.jp

